

# 美浜の教育に関する施策の大綱

令和 8 年 3 月

美浜町

## 第 1 大綱の策定にあたって

### 1 策定の趣旨

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 76 号）」（以下、「法」という。）が、平成 27 年 4 月 1 日から施行され、地方公共団体の長は、教育基本法第 17 条第 1 項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定めるものとしています。

本大綱は、町長と教育委員会で構成する美浜町総合教育会議において協議し策定いたしました。

### 2 大綱の位置付け

総合計画は、本町における、総合的かつ計画的な行政の運営を図るための指針であり、各種計画の基本とすべき方針を掲げています。したがって、大綱は、第 6 次美浜町総合計画（令和 8 年 3 月策定）の体系に沿って、教育行政に関連する基本的な目標として位置づけ策定いたしました。

### 3 大綱の対象期間

大綱は、令和 8 年度から令和 17 年度までの 10 年間とします。但し、必要に応じて中間見直しをいたします。

### 4 大綱の実施

地方公共団体の長と教育委員会は、法第 1 条の 4 第 8 項により、地方公共団体の長と教育委員会との間で調整のついた事項を尊重する必要があります。

したがって、町長と教育委員会は、大綱に定めた事項を達成するため、教育行政の運営を行ってまいります。

## 第2 大綱

### まち全体でいきいきと輝くひとをはぐくむまちづくり ～学び・交流～

#### 【目指すまちの姿】

誰もが文化・芸術・スポーツに親しみ、世代を超えた学びと交流を通じて、すべての住民がいきいきと輝き自分らしく活躍しています。

#### 【施策1】子どもたちにとってより良い教育環境づくり

- ・児童生徒数の減少を見据え、魅力ある新たな学校をみんなで創り上げ、本町の特色を生かした「新たな学校教育の創造」を目指します。
- ・日本福祉大学との連携を図り、美浜町小中一貫校整備基本構想に基づき特色ある美浜の教育「ふるさと学習（9年間の系統的な教育課程）」を推進していきます。
- ・コミュニティスクールを立上げ、地域に開かれた学校づくりを進めます。

#### 【施策2】生涯学習と文化・芸術の振興

- ・より多くの住民が参加できるような事業の実施、効率的な施設の維持管理を行います。
- ・家庭教育、青少年健全育成の県民運動と連携して、家庭教育・青少年教育の啓発活動を行います。
- ・文化・芸術に多くの人に触れる機会を提供し、住民の豊かな心の育成と地域の魅力向上、活性化につなげていきます。
- ・文化財の所有者・管理者と情報を共有し、町内の文化財を調査し、記録を作成します。
- ・幅広い年齢層、多くの人に読書をする機会を提供します。

#### 【施策3】スポーツを核としたまちづくり

- ・町民が気軽に運動やスポーツに親しむ拠点や地域の人々が集まる場として、スポーツ施設の計画的な整備・改修と運営手法の検討を進めながら、スポーツ環境の整備・充実を図ります。
- ・町内スポーツ関係団体と連携を図り、スポーツ・レクリエーションの充実に取り組みます。
- ・総合公園や運動公園を活用した大会や合宿誘致やイベントの開催、日本福祉大学や観光協会、商工会等と連携した取り組みや、地域住民の参加を促す取り組みの推進、高齢者向けの健康プログラムの実施、スポーツコミッションの運営支援などを行います。